

一時低迷し、もとより平成23年中に本件事故以前の状態に完全に回復したとはいえないものの、本件事故が与えた深刻な影響・被害が平成23年中継続していたとは到底いえず、むしろ全体的な景気動向としてみれば多くの面で回復傾向にあったと認められる。

5 (イ) その後の平成24年も、前記第5の8(4)イのとおり、大口電力使用量は平成24年3月から6月を除き前年同月を下回るなど企業の生産活動がやや低迷している部分もあるが、大型小売店等販売額（ただし、同年6月及び同年10月を除く。）や自動車の新規登録台数に見られる個人消費、新設住宅着工、公共投資などは、おおむねいずれも前年を上回っているほか、雇用面でも、
10 完全な雇用改善とはいえなくても、求人増加及び失業者数の減少がみられる。また、平成25年も、個人消費や公共投資などは前年と同程度又は増加し、求人増加及び失業者数の減少も継続し、復興需要頼りとの評価もあるが、経済・景気の動向は悪くない状況であり、本件事故がいわき市全体の経済・
15 景気に被害を与えているといった状況は認められない。この点、平成26年及び平成27年においても本件事故が同市全体の経済・景気に悪影響を与えているという状況は同様に認められない。

(ウ) 前記第5の8(4)ウのとおり、農林業の状況を見ても、一部農作物の取扱金額は本件事故前と本件事故後との比較で低下したものもあるが、一部取扱金額が上昇した品目もあり、もとよりこれらの農作物の取扱金額の低下が本件
20 事故の影響によることを認めるに足りる的確な証拠があるわけではなく、仮に何らかの影響があったとしても、その影響が大きいものとは評価できない。林業等については、本件事故直前の平成22年度と同事故直後の平成23年度を比較すると、一時的に生産量が減少したものの、平成24年度には、木材、木炭、生しいたけ、なめこなど、徐々にある程度回復し、生しいたけの
25 生産は大規模施設の稼働により本件事故前よりも生産量が増加しており、本件事故の影響が仮に何らかの形であったとしても、その影響が大きいものと

は評価できない。また、いわき市における食品の出荷制限について、前記第5の8(3)エ(ウ)cのとおり、野生のキノコ、原木なめこ、野生のタケノコなど出荷制限が続いているものも散見されるが、本件事故直後に出荷制限がされた原乳、原木しいたけ、非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科花蕾類、カブは平成23年5月初旬頃までに出荷制限が解除され、その他の農作物の出荷制限も順次解除されている状況がうかがわれる。

前記第5の8(4)エのとおり、工業等について、確かに本件事故直前の平成22年度と同事故直後の平成23年度を比較すると、工業生産量は減少しているが、その後徐々に回復している。また、福島県全体の鉱工業も、本件事故直後に落ち込んでいるが、これは、岩手県や宮城県などの本件事故と直接関係がない本件地震、本件津波の被災地も同じ状況であり、平成24年度には元の水準に回復し、平成25年度以降の動向も、全国の指数ともそれほど大きな差がなく、特に本件事故の影響が継続しているような状況もうかがわれない。

また、前記第5の8(4)オのとおり、いわき市の観光業については、本件事故直後の平成23年に観光交流人口が激減し、平成24年以降相当程度回復しつつあるものの、現時点においても、一部、再開できない観光資源があり、本件事故の影響が続いている部分もあり、風評被害なども影響もあるとされている。

(エ) なお、いわき市に限定されない福島県産品の主要仕向先である都市圏の消費者の意識について、前記第5の8(3)ケのとおり、消費者庁が実施したインターネットによるアンケートの調査では、食品の産地を気にする理由として、当初、「放射性物質が含まれていない食品を買いたい」という理由が約28%であったが、次第に減少し、最後の調査では約16%まで減少していること、同様に福島県産品をためらう人の割合もかなり減少していること、また、放射性物質が基準値以内であればリスクを受け入れられるという回答が半

数を超えていること、以上の点から消費者の意識が次第に変化し、風評被害も含めて、福島県産品に対する警戒感が薄まっている状況が確認できる。

ウ 屋内退避区域の状況等

5 (7) 前記第5の8(6)のとおり、屋内退避区域が属する小川地区、川前地区、久之浜・大久地区において、平成22年と平成27年の人口を比較すると、川前地区及び久之浜・大久地区において、人口が10～17%程度減少し、小川地区では5%程度の減少にとどまっている。他方、0～19歳の人口については、川前地区及び久之浜・大久地区で半数近く減少し、小川地区でも15%減少しており、若年層の減少が目立っている。

10 また、平成22年と平成27年との比較において、いずれの地区も農家の戸数が減少し、その減少率は40～70%程度であるが、他方、農地面積の減少率は11～15%程度の減少にとどまっている。産業人口も減少しているが、多くても20%程度の減少である。

15 平成22年と平成26年との比較において、各地区の工業の事業所数及び従業者数については、川前地区の事業所数を除き、いずれも減少しており、小川地区及び久之浜・大久地区における製造品出荷額は、44～47%程度減少している。

平成22年と平成27年の比較において、観光業も小川地区の夏井川溪谷の観光客数が減少している。

20 自動車の交通量は、上記各年の比較において、小川地区では増加し、その他の地区ではわずかに減少している。

(イ) なお、前記第5の8(6)ウのとおり、久之浜・大久地区においては本件津波による被害もあり、都市計画区域面積のうち約7.4%が浸水区域であり、被災建物の棟数が約850戸（一部損壊～全壊）となっていた。

25 (6) 原告らの被害の内容と相当な慰謝料額

ア 中間指針等の考え方等

(ア) 前記第5の9(1)イ(ア)及び(イ)のとおり、中間指針は、本件事故において、原災法に基づく屋内退避区域の指定に伴い、屋内への退避を余儀なくされた屋内退避者が受けた精神的苦痛(「生命・身体的損害」を伴わないものに限る。)のうち、少なくとも「屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」を賠償すべきものと認め、また、原災法に基づく、屋内退避区域などを含めた避難指示等対象区域以外の区域、すなわち法令上の立ち退きや屋内退避が指示されていない自主的避難等対象区域においても、

①本件事故発生当初の時期に自らの置かれている状況について十分な情報がない中で、本件原発の水素爆発の発生などにより大量の放射性物質の放出による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱き、その危険を回避しようと考えて避難を選択した場合、②本件事故の発生からしばらく経過した後、生活圏内の空間放射線量や放射線被ばくによる影響等に関する情報がある程度入手できるようになった状況下で、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱き、その危険を回避しようと考えて避難を選択した場合があり、かつ、そのような状況下で避難をせずにそれまでの住居に滞在し続けており、これら避難をしなかった者が抱き続けたであろう上記の恐怖や不安も無視することはできないものとして、中間指針追補においては、自主的避難等に係る損害について賠償の対象としている。

(イ) このような中間指針等が示す屋内退避区域における日常生活の阻害に対する精神的苦痛はもとより、自主的避難等対象区域であっても、①本件事故発生当初の時期に、情報がない中で大量の放射線被ばくへの恐怖や不安を抱き、その危険を回避しようと考えて避難を選択したこと、②本件事故発生から一定期間経過後、ある程度の情報が入手できるようになった状況下で、放射線被ばくへの恐怖や不安を抱き、その危険を回避しようと考えて避難を選択し

たことを踏まえ、これを法的利益の侵害又は損害発生の基礎と捉えたこと自体については、平穩生活利益の侵害との関係で見ても、屋内退避を指示され、日常的な移動、活動の自由を奪われている点による精神的苦痛はもとより、原子力発電所における我が国初めての I N E S レベル7の事故というその影響やそれに伴う社会的混乱などとともに、放射線被ばくなどの恐怖、不安に係る精神的苦痛や避難に伴う精神的苦痛などを踏まえて賠償の対象としたことは、一定程度の合理性・客観性を有するものと解すべきである。

(ウ) その上で、中間指針等の考え方を踏まえ、前記第5の9(3)ア及びイのとおり、被告東電はこれと同等又はこれを超える賠償額の支払を行う旨公表し、これに基づく支払をしている。その内容を整理すると、以下のとおりである。

a 屋内退避区域（避難等対象区域）の居住者

前記第5の9(3)ア(エ)、(オ)及び(キ)のとおり、賠償対象期間を、①本件事事故発生日の平成23年3月11日～同年9月30日、②同年4月23日～同年12月31日（この期間中妊婦又は18歳以下の子供であった者で、避難等対象区域又は自主的避難等対象区域に避難又は滞在していた者に限る。）、③平成24年1月1日～同年8月31日（この期間中妊婦又は18歳以下の子供であった者で、避難等対象区域又は自主的避難等対象区域に避難又は滞在していた者に限る。）に区分し、包括慰謝料として、①について一人当たり月額10万円として7か月分の70万円を、②について一人当たり40万円を、③について一人当たり8万円を、それぞれ支払う。ADR等の個別合意がある場合を除き、上記①～③の包括慰謝料は併存する（例えば、本件事事故発生後、平成24年8月31日まで屋内退避区域に居住していた子供は、上記①の70万円、上記②の40万円及び上記③の8万円の合計118万円の支払を受けられる。）。

b 自主的避難等対象区域の居住者

前記第5の9(3)ア(イ)、(エ)、(オ)及び(カ)のとおり、①本件事事故発生日の平成23年3月11日～同年12月末日に妊婦又は18歳以下の子供

であった者について、この期間の包括慰謝料として一人当たり40万円を、
②本件事故発生日の同年3月11日～同年4月22日までを賠償対象期
間として一人当たり8万円を、③平成24年1月1日～同年8月末日に妊
婦又は18歳以下の子供であった者について、この期間の包括慰謝料とし
て一人当たり8万円を、それぞれ支払う。なお、上記①及び②の包括慰謝
料は併存しない(例えば、本件事故発生後、平成24年8月31日まで自主的避難
等対象区域に居住していた子供は、上記①の40万円と上記③の8万円の合計48万
円の支払を受けられるが、上記②の8万円の支払は受けられない。)

c 追加的費用の支払について

慰謝料という名目ではなく、追加的費用という名目で、前記第5の9(3)
ア(イ)及び(カ)のとおり、自主的避難等対象区域での生活において負担した
追加的費用(住居の清掃のための委託費用、生活費増加費用、移動費用など)4万
円を、本件事故当時、18歳以下の子供又は妊婦であった者で、自主的避
難をした者に対する移動等の追加的費用20万円を、それぞれ支払うこと
となっている。

イ 慰謝料算定の基礎とすべき事情とその額

(ア) 中間指針等の考え方に一定程度の合理性があることは既に述べたとおりで
あるが、中間指針追補が、前記第5の9(1)イ(イ)のとおり、自主的避難等対
象区域の者について、本件事故発生当初の時期の損害を8万円とした根拠に
ついてはこれを明示するものではないが、前記第5の9(1)イ(ア)のとおり、
自主的避難等対象区域よりも典型的に被害の程度が重いと考えられる屋内退
避区域の者について月額10万円の慰謝料としたこととのバランスなどがそ
の理由になっているものと考えられる。この点、屋内退避区域における月額
10万円の慰謝料の根拠については、前記第5の9(1)イ(ア)cのとおり、精
神的負担の大きさもあるが、身体的侵害を伴わないことに鑑みて自賠償にお
ける慰謝料を勘案しその額を定めているものであり、合理性があるものと認

められる。そうすると、自主的避難等対象区域であるいわき市において、月額10万円を下回る金額としたことにはあながち不合理であるとはいえない面もある。

(イ) しかし、中間指針追補は、自主的避難等対象区域について、前記第5の9

5 (1)イ(イ)のとおり、いわき市について、県北・県中地区の福島市・郡山市と同様に扱うこととしているが、他方、上記(3)アで指摘したとおり、平成23年3月及び4月、すなわち本件事故発生から屋内退避区域の指定が解除されるなどするまでの約2か月間のいわき市の状況を見る限り、その混乱の程度は避難指示等の対象となった本件原発の20km圏内の地域と大きな相違はなく、法令上の強制力による避難を強いられることはなかったとはいえ、
10 事実上避難を強いられる状況にあったことは疑いようがない。現に、少なくとも1万5000人以上のいわき市の住民が避難しており、アンケート調査でも、おおむね回答者の半数から約6割程度が避難したと回答し、そのことから直ちにいわき市の全人口の過半数が避難したとはいえないとしても、相当程度の人が避難を考えたはず（アンケート調査でも、回答者の相当程度が実際に
15 避難していなくても、避難を考えた状況がうかがわれるし、また、要介護者を抱えるなどして避難できなかつたと回答する者も一定数存在する。）である。このような状況に照らし、全くの任意で自主的に避難したという表現は明らかに不適當であって、事実上避難を強いられたものと評価して差し支えない。

20 特に、上記(3)イで指摘したとおり、避難者の数も相双地区以上に多く、これらの状況は明らかに他の自主的避難等対象区域と一線を画しているといえること、相双地区と同じ「浜通り」であり、本件原発との距離からしても、相双地区といわき市を全く別異に扱うべき理由も見出し難いことが指摘できる。

25 しかも、いわき市の空間放射線量を見ても、一時的にせよ、毎時3.8μSvを超えることがあり、また、毎時1μSvを超えることはこれ以上にあ

って、放射線被ばくによる健康不安を覚えることが、一般通常人の感覚に照らして不合理とはいえず、特に子供や妊婦がいる世帯では、避難を当然のように考えることが合理的な選択であったというべきである。

5 その上で、実際に避難をした者が、必然的に、相双地区の避難者と同様の立場、すなわち家族との別離、避難先でのあつれきなどに悩まされることになることも想像に難くはない。

また、実際に避難をせずいわき市に滞在した住民らについて、避難をしても全くおかしくない状況下で、放射線被ばくの合理的不安や社会生活上の混乱に伴う不便、不自由を強いられ、実際に避難した者と何ら変わりがない精神的苦痛を受けたものと評価して差し支えない。

10 (ウ) 他方、平成23年5月以降のいわき市の状況を見ると、屋内退避区域を除き、放射線被ばくによる健康リスクは相当程度下がっており、自主的避難等対象区域、特に県北の福島市や県中の郡山市と比較しても、いわき市に飛散した放射性物質の量自体は少なかったと推認されること、社会生活上の混乱もおおむね収まり、日常的な生活状況が徐々に戻ってきていたものと認められること、いわき市の人口状況、経済状況、産業の状況等を見ても、本件事故の影響(被害)が継続しているとは認められないこと、以上の点に照らせば、本件事故直後と同様の被害が本年5月以降も継続していたとはいえない。

15 (エ) 以上を前提に、中間指針等の考え方及び被告東電の賠償金支払の実務のほか、既に述べた、自主的避難等対象区域であるいわき市の混乱状況、本件原発からの距離及び法令に基づく強制避難を余儀なくされた相双地区との地域的同質性(同じ「浜通り」であること)等に鑑みると、いわき市の住民らは相応の精神的苦痛を被ったと評価できる。

20 もっとも、事実上避難を余儀なくされたにせよ、法令に基づく強制力まであったわけではなく、区域内の全住民が避難を余儀なくされた避難指示等を受けた区域と全く同じと考えることはやはり困難であること、また、避難指

示等を受けた区域の住民に対して慰謝料として一人当たり月額10万円が支払われていることや、既に述べたとおり、中間指針追補が本件事故発生当初の時期の損害として8万円としているが、その賠償の対象となる期間について単に本件事故発生当初の時期としか定めておらず、具体的な賠償の対象となるべき期間を明示していないことなども踏まえ本件事故直後のいわき市の混乱状況等により被った精神的苦痛に対する慰謝料を月額6万円とし、平成23年3月及び4月の慰謝料額として一人当たり12万円が認められるべきである。

その上で、既に述べたとおり、同年5月以降は、本件事故直後と同様の被害が継続していたとはいえ、同年3月及び4月と同額の慰謝料を認めることは相当とはいえないものの、避難をしいわき市住民である原告らについては、当然、避難に伴いその期間中に相応の精神的苦痛を負い、避難終了後も、徐々に景気動向が回復に向かいつつあったいわき市において、元の生活に戻るまでにある程度の期間を要したと考えられること、実際に避難をせずいわき市に滞在した原告らについても、避難をしても全くおかしくない状況下で、放射線被ばくの不安や社会生活上の混乱に伴う不便、不自由を強いられ、同様に、平成23年4月22日の屋内退避区域の解除により直ちに元の生活に戻ったとは考え難く、元の生活に戻るまでにある程度の期間を要したと考えられることから、避難の有無に関係なく、いわき市に居住していた原告らについて慰謝料の発生を考えるべきであり、その終期としては、被告東電が、屋内退避区域のいわき市住民に対して、平成23年9月末までとして、合計70万円(10万円×7か月分)の支払をしていることに鑑み、同年5月から同年9月末までの慰謝料として更に10万円(上記のとおり、直ちに元の生活に戻ったとはいえないとしても、被害の程度はかなり軽減されていることに鑑み、月額2万円に低減されるものとして、2万円×5か月分とする。)を、その精神的苦痛に対する慰謝料として認めるべきである。そうすると、被告東電が中間指針追

補に基づいて既に慰謝料8万円の支払をしている点に鑑みて、これを超える精神的苦痛に対する損害の発生としては、14万円とすべきである。

5 なお、追加的費用4万円（妊婦及び子供については、これに加えて20万円）については被告東電がそのような費目で支払をしたものであり、仮に実費の立証がされていないとしても、これを慰謝料の算定の基礎や控除の対象とする
10 ことは相当ではなく、これを控除する（あるいはこれを超える額を精神的損害の額つまり慰謝料額とする）ことはしない。また、原告らの中には、ADR手続によって前記8万円を超える賠償を受けている者もいるが、本件原告らは共通損害に対する賠償を求めていることなどに鑑み、各原告の個別事情に属するADR手続に基づく支払についても控除することはしない。

15 以上のおおり、D原告については、その精神的苦痛に対する慰謝料について、既払分8万円を超える部分として、14万円が相当（ただし、別紙1-1「原告等目録（第1次原告）」から別紙1-3「原告等目録（第3次原告）」に記載の共通被害に係る包括慰謝料として、上記8万円を超える額の支払を受けている原告については、その支払額を超える額でない限り、慰謝料の発生は認められない。）である。

20 なお、原告番号1250、同1399、同1429、同2078、同2217、同2235、同2450、同2539、同3058は、本件事故当時、18歳であり、D原告に分類されているが、中間指針等やそれを踏まえた被告東電の賠償基準、賠償実務等を踏まえると、これらの原告については下記
25 (オ)に記載するA原告と同様の考え方により慰謝料額等を算定することが相当である。また、原告番号1477、同1493、同1655、同1682、同1764、同2093、同2501は、D原告と分類されているが、証拠及び弁論の全趣旨に照らすと、本件事故当時、妊婦であったと認められ、被告東電から包括慰謝料の支払を受けていることから、これらの原告については、下記(オ)に記載するC原告と同様の考え方により慰謝料額等を算定することが相当である。

(オ) 次に、A原告及びC原告について、既に述べたとおり、被告東電から包括慰謝料として40万円の支払を受けている(一部受けていない原告もいる。)が、これは、放射線感受性が高く、例えば、空間放射線量についても成人の毎時3.8 μ Svと同じ指標によるべきではない(毎時1 μ Sv)ことに照らし、
5 一応妥当な金額と考えられる。

もつとも、中間指針追補の考え方や被告東電の賠償実務に照らせば、例えば、屋内退避区域の子供が避難等対象区域又は自主的避難等対象区域に滞在していた場合、70万円の包括慰謝料以外に、別途40万円の支払を受けているところ、自主的避難等対象区域に居住していた子供については、上記4
10 0万円の支払しか受けておらず、片手落ちというほかない。この点、中間指針追補の考え方としては、上記40万円の中に自主的避難等対象区域の住民に支払うべき慰謝料8万円(本件事故発生当初の時期の損害に対するもの)を含んでいたと解することもできるが、他の避難対象等の区域との考え方とこれに基づく被告東電の賠償実務と、このような自主的避難等対象区域に係る慰謝
15 料の支払について差異を設けるべき合理的理由は見出しがたく、むしろ、上記(エ)のとおり、自主的避難等対象区域のうちのいわき市について、まず基本となる慰謝料として22万円を認めた上で、別途、子供や妊婦について追加的な包括慰謝料40万円の発生を認めるべきである。

そうすると、A原告及びC原告については、その精神的苦痛に対する慰謝
20 料について、既払分40万円を超える部分(既に述べたのと同様の理由で、40万円は全額慰謝料の支払としてされたと認められるから、C原告について同額を超える部分)として、22万円が相当である。また、A原告のうち、本件事故時胎児であり、本件事故後に出生した原告であっても、胎児被ばくによる精神的苦痛もあり、もとより民法721条の法意に照らしても、本件事故時からの慰謝
25 料の発生を観念できる(前記第5の9(3)ア(イ)のとおり、被告東電の賠償実務においても、平成23年12月31日に出生した者まで、子供としている。)

5
10
15
20
25

なお、前記第5の9(3)アのとおり、被告東電は、平成24年1月1日～同年8月31日を賠償対象期間として、8万円の包括慰謝料を支払っているところ、上記(4)のとおり、同年以降のいわき市内の空間放射線量、食品などの内部被ばくのおそれ、県民健康調査の結果等を見る限り、放射線感受性が高い子供及び妊婦であることを考慮しても、慰謝料を発生させるほどの精神的苦痛は観念できず、その部分についての損害の発生は認められず、この8万円を受領しているA原告及びC原告については、これを超える部分について慰謝料が発生するもの（上記22万円から8万円の支払を考慮した部分すなわちこれを超える14万円について慰謝料の発生が認められる。なお、上記のとおり、8万円を超える包括慰謝料の支払を受けた原告については、その支払額を超える部分につき慰謝料の発生を認める。）と解するのが相当である。

(カ) 屋内退避区域（その一部は、上記(5)ウ(イ)のとおり、津波被害の影響もある。）に属していた原告については、上記(3)ア(ア) aのとおり、屋内退避区域とされた久之浜・大久地区においては、本件事故直後の段階で、いわき市からの自主避難の呼びかけがあったこと、上記(3)ア(イ)、上記(4)アのとおり、平成23年4月以降同年11月頃までの屋内退避区域付近の空間線量率は、本件原発からの距離もあって、直ちに健康リスクを生じさせるものではない（毎時 $3.8\mu\text{Sv}$ を下回ること）としても、他のいわき市内よりも高く、子供はもとより、その保護者などが子供の健康不安を抱くことが一概に不合理ともいえないこと、上記(5)ウのとおり、いわき市内の屋内退避区域は、いわき市の他のエリアを比較すると、産業・人口などの回復の程度は劣ることなどが指摘される。

もっとも、包括慰謝料として70万円の支払を受け、これと別個に、子供の場合、別途40万円又は48万円の支払を受けていることに鑑み、その賠償対象期間として、既に賠償を受けた期間の後の平成23年10月から同年12月の冷温停止（前記第5の8(2)イ）までの3か月として、慰謝料を月額1

0万円の2分の1である5万円とし、被告東電から賠償を受けた部分を超える精神的苦痛の慰謝料としては、15万円が相当（ただし、別紙1-1「原告等目録（第1次原告）」から別紙1-3「原告等目録（第3次原告）」に記載の共通被害に係る包括慰謝料として、上記70万円を超える額の支払を受けている原告については、その支払額を超える額でない限り、慰謝料の発生は認められない。）というべきである。

(キ) これに対し、B原告（本件事故当時胎児ではなかったが、本件事故後に出生した原告）について、平成24年1月以降に放射線被ばくによる健康リスクを抱くことへの合理性や本件事故後の社会的混乱が継続していたとは認められず、損害の発生は認められない。

また、本件事故時にいわき市内に居住していなかったと認められる原告番号1387（福島市在住）、同1388（福島市在住。なお、同1388は同1387の子であり、本件事故時、胎児であったため、同1387に準じて考えることが相当である。）、同2162（都内在住）、同2166～2169（郡山市在住）、同2188（東白川郡鮫川村在住）及び同3027（仙台市在住）については、中間指針追補及びこれに基づく被告東電の賠償額を超える慰謝料の発生は認められない。

ウ 小括

以上を踏まえた各原告の認容額は、別紙1-1「原告等目録（第1次原告）」から同1-3「原告等目録（第3次原告）」の「認容額」欄記載のとおりである。

(7) 当事者の主張の採否等

ア 原告らの主張

(ア) まず、原告らが指摘する被害のうち、本件事故直後の被害については、その被害による損害の発生等について、確かに、本件事故直後における大量に放出された放射性物質による健康被害への強い恐怖感等、それに伴う避難や

避難先でのあつれき、家族との別離などによる精神的苦痛等があったものと認められ、これに基づき、A原告（本件事故当時、18歳未満であったか、又は本件事故当時胎児であり本件事故後に出生した原告）及びD原告（A原告、B原告及びC原告以外の原告）について、A及びDの属性に係る各原告が受けた、前記第5の9(3)イの被告東電からの包括慰謝料（8万円）のうちの4万円を超える部分の損害の一部請求として、25万円の支払を求め、C原告（本件事故当時、妊娠していた原告）について、Cの属性に係る各原告が受けた、前記第5の9(3)イの被告東電からの包括慰謝料（40万円）のうちの20万円を超える部分の損害の一部請求として、更に25万円すなわち合計50万円の支払を求めている。

この点、既に述べたとおり、原告らが主張する事情により各原告の法的利益を侵害しこれに対する精神的損害の発生を観念できるが、それが原告らに共通する最低限の被害であることなどを踏まえると、当裁判所が認定した金額以上の損害の発生を認めることはできず、その主張は採用できない。また、D原告について8万円のうち4万円が精神的苦痛に対する慰謝料の額であり、その余の4万円が生活費増大などの実費分の支払であると主張する点についても、中間指針追補の考え方や被告東電の賠償金の費目等に照らし、8万円全額を精神的苦痛に対する慰謝料の額として認めるべきであるから、上記原告の主張も採用できない。

(イ) 次に、原告らが指摘する本件事故の影響の継続について、①本件事故の再燃のおそれ、②いわき市全体への事故の影響、③低線量被ばくの不安、十分なリスクコミュニケーションの欠如などによる精神的不安などを挙げる。

a まず、本件事故の再燃のおそれについて、前記第5の8(2)イのとおり、平成23年12月26日に本件原発が冷温停止の状態となっていること、前記第5の8(3)キ及びクのとおり、汚染水の流出のほか、廃炉作業の全てが計画したとおりに進んでいるとはいえない状況もうかがわれるにせよ、

ある程度の進捗が見られること、もとより本件事故と同様の事故が本件原発において今後起こる具体的な可能性を示唆する証拠又は事情も認められず、この点に関する原告らの主張は採用できない。

5 b 原告らが、いわき市の自然環境、社会環境、経済活動などが失われたとする点について、そもそも、これらの個々の環境利益や経済活動による利益などは個々の原告に帰属するものではなく、共通被害を想定しても慰謝料の対象となるようなものではないと考えられる上、既に述べたとおり、確かに一部農産品や海産物の出荷制限、再開できない観光施設などの観光業への影響などは見られるが、おおむねいわき市全体の社会経済産業の状況として本件事故の影響が継続しているとは見られず、この点に関する原告らの主張も採用できない。

10 c 放射線被ばくに対する不安も、既に述べたとおり、本件事故とチェルノブイリ原発事故とは、同じINESレベル7の事故とはいえ、その規模・放出された放射性物質の量や態様・その後の経過なども異なり、放射性ヨウ素の胎児・子供への内部被ばくという事態は想定できず、既に述べた県民健康調査の結果も高い検出効率によるものであって、他県との比較やUNSCEARの報告などからしても本件事故との医学的関連性は否定されており、本件事故による子供の甲状腺がんの多発というような事態は生じていないし、子供やその保護者（妊婦を含む。）が甲状腺がんなどの発症のリスクに不安を感じるとしても、それ自体が賠償額の算定となるような合理的な精神的苦痛ということはできない。それゆえに、この点に関する原告らの主張も採用できない。

20 また、本件事故による放射線被ばくの具体的なリスクがないとしても、そのことに対する十分なリスクコミュニケーションがなく、これらの精神的苦痛を無視できないと主張する点についても、既に述べたとおり、賠償の対象となるべき精神的苦痛であるとまでいえない上、リスクコミュニケ

ーションの有無等は本件事故と直接に関連するものではなく、その欠如が不安、恐怖、ストレスといった精神的苦痛をもたらしているとしても、本件事故との条件関係はともかく、相当因果関係を欠くものというべきであり、上記原告らの主張も採用できない。

5 d 低線量被ばくに関するLNTモデルの考え方や被ばくによる精神的ストレス・不安などの主張に関しても、既に述べたとおり、慰謝料の発生の基礎となるような合理的・客観的な不安、苦痛と異なり、認められない。

イ 各原告の供述内容等

(7) 本人尋問を実施した各原告は、以下のように述べる。

10 a 複数の原告及びその家族らは、本件事故後、放射線被ばくなどの不安や物資の不足などから、いわき市内の別の場所、いわき市外の福島県内の別の市町村や県外に避難し、そのうち仕事上の都合などで、自らはいわき市内にとどまり、家族のみを避難させる者もいた。また、近隣住民や職場の同僚、その家族の多くが避難していた(原告番号1067, 同1289, 同2272, 同2304等)。本件事故時に妊娠しており、3月13日に出産した者は、同月15日に物資などの不足から退院を余儀なくされ、物資不足や放射線被ばくの恐怖から、やむを得ずに避難した(原告番号1326)。

15 避難期間は、これらの原告らのうち1年半以上避難した者や避難中に子供を転校させた者もいるが、完全に放射線被ばくの不安が払しょくされていないにせよ、放射線量の低減やその他の仕事上の都合、学校等の再開等の理由から、その多くは平成23年4月末頃までに避難先からいわき市内の自己の住居等に戻った(原告番号1008, 同1021, 同1049, 同1067, 同1081, 同1289, 同1506, 同2041, 同2272, 同2497等)。

25 避難をしなかった原告も物資不足のために自己の生活や勤務先などでの食料を含む物資の調達に苦労するなどしたほか、本件事故時に妊娠してい

たが、結局避難せずに、十分な情報もないままに、放射性物質の混入の危険がある給水車の水を飲用していたなどして、胎児被ばくなど、出生後の子供の状態について大変不安を感じていた（原告番号1067, 同1077, 同2501等）。

5 b これらの原告の多くは、自らや家族、特に子供、その他学校関係者等による生徒、児童、園児等の成長、健康に不安を感じており、その理由として、長期的な放射線被ばくの影響のほか、放射線被ばくを避けるための外での活動の制限などを挙げる（原告番号1049, 同1081, 同3133等）。
また、一部の原告又はその家族は、ホールボディカウンターや甲状腺検査
10 を受け、のう胞などが見つかったり、ヨウ素の摂取が多いなどの指摘を受けるなどしたが、特に異常があるとの指摘を受けた者は存在せず、屋内退避区域の居住者も同様である（原告番号1021, 同1067, 同1612）。

本件事故時に家族の中に子供を抱えていた母や孫がいた祖父母などの原告は、子供の食事などに福島県産の食材を用いなかったり、通園通学の際
15 に生徒、児童、園児らに水筒や弁当などを持たせたり、給食の食材の産地に気を配ったりしており、園や学校などもそのような対応を求めている（原告番号1021, 同1067, 同1081, 同2497, 同3133等）。

また、福島県出身であることについて、子供が成長して何らかの差別などを受けるのではないかと危惧を感じる者もいる（原告番号1021）。

20 なお、本件事故時に小学6年生であった原告番号1233は、当時、事情がよくわからないまま避難をするよう言われて、卒業式に出られず、友人にも会えず、全く理解できなかったが、現在は、親の心情も理解できるとしている（原告番号1233）。

25 c 学校などの再開、その後の状況等について、放射線被ばくなどの不安が払しょくされない中での再開等に疑問などがあったとし、校庭、園庭などの除染は実施されたが、その汚染土が校庭の別の場所に一時的に埋められ

るなど、放射線被ばくの不安や危険が取り除かれていない（原告番号1081等）。

d これらの原告らのうち、いわき産を含む福島県産の農産物、海産物などについて嫌気する者が多数いる一方、必ずしも安全と考えているわけではないが、経済的理由や数年単位での時間経過により、次第に購入するようになった原告もいる（原告番号1021、同1067、同1506、同2272等）。また、多くの者が飲料水を中心に水道水を避けてペットボトルの水などを購入している（原告番号2272等）。

また、自宅周辺や山林などの放射線量を測定し、これが高いために不安を感じるが、次第に低減してきてしばらくたって測るのをやめたり、本件事故後、従前に行っていた山菜採りや家庭菜園などをやめたものの、本件事故から時間が経過し、再び家庭菜園などを行っているが、結局、放射線被ばくの不安等と実際の生活の便宜を天秤にかけて生活しているなどと述べる（原告番号1624、同2272、同2304等）。

e 本件事故前から飲食店を営んでいた者は本件事故の影響により客足が戻らず、また陶芸を営んでいた屋内退避区域の居住原告も売上げが落ちていると述べる（原告番号1612、同2041）。有機農業による農業を営み、自然食品の専門業者との取引なども本件事故前には行っていたが、本件事故による風評被害等もあり、被告国の基準値以上に厳しい基準値であっても首都圏などの顧客には全く売れない状況となり、地元の飲食店などと取引をしていると述べている（原告番号1204）。

なお、従前からいわき市に住んでいた住民と相双地区の避難者とのあつれきなどを述べる者も複数いて、その理由として賠償の不公平などを挙げる（原告番号1289等）。

f 屋内退避区域に居住していた原告は、1年半以上避難していたが、平成23年5月以降、自宅に戻ることもあったこと、自宅内や自宅周辺の放射

線量の測定値が高いこと、しいたけなどから基準値以上の放射性物質が出ていることなどを述べる（原告番号1612、同2005）。

(イ) これらの原告らの供述内容は、本件事故直後の平成23年3月及び同年4月のいわき市の混乱状況等を裏付けるものである（上記(ア) a）が、原告らの共通被害としては、既に述べた慰謝料額（上記22万円）の算定の基礎として評価されており、これをもって特に増額等する事情とはならない。また、上記(ア) b, cの子供の健康状態等や学校等の環境に関する不安について、その心情としては理解できるものの、共通被害としては、同様に既に述べた限度で考慮済み（基本となる慰謝料22万円及び追加的な包括慰謝料40万円の合計である上記62万円の限度）であり、その慰謝料額を左右するものとはならない。

また、上記(ア) dについても、個々人の主観的心情として、もとより嫌気すること自体があるとしても、これをもって損害賠償の対象となる共通被害と捉えることはできないし、上記(ア) eについては、営業損害などの別の費目の損害であって、慰謝料額の算定の直接的基礎とはならない上、個々に被告東電から賠償を受けており、仮に賠償額の当否を問題とするのであるならば、別途請求すべきものである。

上記(ア) fの屋内退避区域についても、既に述べたとおり、その慰謝料額（上記15万円）の算定の基礎となる共通被害の事情としては既に評価済みである。

(ウ) 以上のとおり、各原告本人尋問の結果を踏まえても、既に算定した慰謝料額を左右するような事情があるとは認められない。

ウ 被告らの主張

被告らは、中間指針等において定められている賠償基準額を超える損害の発生について争っているが、既に述べたとおり、基本的に本件事故によるいわき市に居住していた原告らの被害は、中間指針等において指摘されているところにおおむね尽きているし、中間指針における自主的避難等対象区域が避難等対象区域に対する賠償よりも低いものとなることも当然であるが、それ

でも既に指摘した，平成23年3月及び4月におけるいわき市の本件事故に対する影響等（社会的混乱及び放射線被ばくのおそれなど）を考慮する限り，当裁判所が合理的な裁量に基づき認定した額の慰謝料（原則として，屋内退避区域を除くA原告及びC原告につき，22万円，D原告につき14万円，屋内退避区域に居住していたA原告及びD原告につき15万円）が相当であり，その限りで被告らの主張は採用できない。

7 被告らの連帯責任の成否（争点7）

(1) 被告国の主張

被告国は，本件原発を管理・運営し，その利益を享受しているのは被告東電であり，本件原発の安全管理は，一次的には被告東電が行うべきものであり，被告国は，これを後見的・補充的に監督するにとどまること，民法719条1項前段の共同不法行為が成立するためには客観的にみて一個の共同行為があるとみられることが必要と解されるころ，被告国の規制権限の行使は，対象者の自由な活動に一定の制約を課し，不利益を与えるものであって，対象者に対し，責任や注意義務を軽減し，免責するという性格のものではなく，両者は次元を異にする責任であること，被告国と被告東電では安全対策の要否を検討するために必要な情報の収集やこれを分析する能力に大きな差があり，同じ情報を把握していたとしても，被告国と被告東電では検討に要する時間を異にする上，何らかの対策が必要との結論に達したとしても，それから，規制権限の行使に至るためには，様々な過程を経る必要のあることを挙げて，仮に被告国の規制権限不行使について，国賠法1条1項の違法が認められるとしても，これと被告東電の不法行為は，共同不法行為とはならず，単に不法行為が競合しているにすぎない旨主張する。

(2) 検討

そこで，検討すると，確かに，国賠法上の規制権限不行使に係る責任と対象となる事業者の不法行為責任とは法令上の根拠やその要件を異にしており，そ

れぞれの不作為や過失行為を共同行為とみなすことは本来できないが、他方、
本件では、①被告国の規制権限不行使に係る判断基準としても、被告東電の責
任の基礎となるべき注意義務違反の判断基準としても、いずれも津波評価技術
に基づく決定論的安全評価に基づき、同評価手法に従いこれを行うという点で
5 共通性を有し、その限度で被告国が技術基準適合命令を発するという作為義務
の発生根拠となる事実と被告東電が津波対策を講ずる義務を負うべきその発
生根拠となる事実とはかなりの部分で重なり合い、両者の共同を観念できること、
②保安院ひいては経済産業大臣は、国内において設置許可がされている発電用
原子炉に関する規制・監督権限を有し、しかもその対象となる原子炉が限られ
10 ており、規制の対象が明確であり、規制・監督権限の行使の対象もまた明確で
あること、③発電用原子炉の高度の安全性を担うべき保安院は、そのために、
不定期であれ、被告東電を始めとする電力会社から多くの情報や知見を収集し、
耐震バックチェックなどの通じてその監督を行ってきた経緯もあること、以上
の点に照らせば、被告国の技術基準適合命令に係る不作為と被告東電の注意義
15 務違反行為（なお、原賠法は無過失責任を前提とし、過失を要しないが、被告東電が対
策をとらなかったという不作為の限度でその行為を観念できる。）との間に実質的な共
同関係を認め、不真正連帯債務となるものというべきである。

他方、被告国が指摘する第一次的には事業者である被告東電が本件原発の安
全性を確保すべきこと、被告東電と被告国との情報格差・能力の相違等がある
20 ことについて、第一次的には被告東電がその安全性を確保すべきであるとして
も、被告国も自らが設置を許可した本件原発の高度の安全性を確保する責務を
負っており、特に本件のように保安院が従前から、耐震バックチェックなどの
様々な場面において、被告東電を始めとする電力会社から多くの情報や知見を
収集してきたのであって、その格差があるとしても、その程度は大きいもので
25 はなく、このような監督すべき立場の保安院と監督されるべき立場の被告東電
を始めとする電力会社とを実質的に同じものとみなす実態が存在することに照

らせば、上記被告国の主張は採用できない。

8 弁済の抗弁の成否（争点8）

(1) 検討

5 ア 前記第5の9(3)イのとおり、被告東電は、自主賠償において、各費目ごとにその支払をしていること、特に追加的費用について、その内容が実質慰謝料であることを一応の前提としつつも、例えば、妊婦・子供（本件訴訟のA、C属性の各原告）について、避難をしていた場合に限り、追加的費用として20万円の支払をしていること、被告東電が各原告に支払った賠償金について、各原告が直接被告東電に請求した各費目に応じて支払っていることが認めら
10 れる（乙D7）。

 イ そうすると、これらの損害発生とその支払額が損害額であることについては事実上推認でき、このような推認を覆すに足りる主張及び反証が被告東電からされない限り、被告東電が支払った額がいわば過払いとなっており、これを原告らが主張する共通被害に係る精神的苦痛に対する慰謝料額に当然に
15 充当することはできない。この点、いかに被害者救済の観点から被告東電が各原告の請求に基づいて速やかにこれに対応した額を支払っていることが認められるとしても、そもそも被告東電が全く何の根拠資料もなく支払をしていた事実が認められるわけではなく、十分な審査検討をしていなかったにせよ、一応の裏付資料の提出を各原告に求め、これに基づき、その賠償金の支
20 払をしていたことが認められる（乙A164～乙A166）ことからして、被告東電において、その旨の具体的な反証がない限り、上記推認を覆すことができないものというべきである。

 ウ また、被告東電は、平成31年3月15日付け被告東電準備書面(22)（令和元年5月8日第35回口頭弁論期日で陳述）において、その時点までに訴外で原告
25 らに支払った包括慰謝料、追加的費用、その他ADR手続等における既払金（ただし、全ての損害費目を明らかにするものではなく、精神的損害に対する慰謝料と

して合意された額に関する既払分について主張するものである。)に関する賠償金額を明らかにした上で、包括慰謝料及び上記その他ADR手続等における既払金をもって、弁済の抗弁を主張するとしていたが、その後、令和2年3月13日付け被告東電準備書面(26)(令和2年3月16日第40回口頭弁論期日で陳述)において、各原告に対する個別の弁済額は追って明らかにするとしつつ、従前主張していた原告らに対する精神的損害の賠償額のほか、ADR手続による支払額を含む財産的損害の賠償額(例えば、就労不能損害名目で支払われたものなど損害項目全てについて)を加えた合計額をもって、弁済の抗弁を主張するとして、主張を変更した(世帯内の既賠償額の超過分を世帯内で融通・充当すべきとの主張も新たにされている。)。なお、各原告に対する個別の弁済額が明らかにされたのは令和2年6月19日付け被告東電準備書面(28)においてである。

上記のとおり、被告東電が、精神的損害以外の損害、すなわち財産的損害に対する賠償をもって弁済の抗弁を主張するに至ったのは、本件訴訟の提起から7年以上が経過した令和2年3月16日の第40回口頭弁論期日においてである。被告東電は、本件事故後、各原告に生じた財産的損害に対する賠償を随時(早いものでは平成23年中から支払がされている。)実施していたことがうかがわれ(乙D7)、被告東電は当然にその状況を把握していたのであるから、本件訴訟の早い段階から財産的損害に対する賠償も含めて弁済の抗弁を主張し、争点化することが容易であった。それにもかかわらず、いわば本件訴訟の終結の直前になって、新たな損害費目について弁済の抗弁を主張したものであり、被告東電が上記反証をすることも、これを踏まえて、各原告において、その損害発生及び損害額を立証することも、もはや著しい訴訟遅延を招くものとしか評価できない。したがって、被告東電の上記弁済の抗弁は、故意に訴訟遅延等を狙ったものであるか、あるいは、明らかに重大な過失により時機に後れて提出された防御方法であり、訴訟の完結を遅延させることが明らかであるといえるため、却下する。

(2) 小括


5 以上のとおり、被告東電が包括慰謝料として支払った部分は格別、その余の
弁済の抗弁については一切採用できないし、慰謝料の算定の基礎としても考慮
しない。なお、世帯内融通等の主張についても、被告東電が既に支払った金銭
は、いずれも各原告に対して支払われたものであり、各原告に既払金を充当す
べきであって、被告東電の上記主張は失当である。

第7 まとめ

10 以上によれば、①原告らの被告東電に対する主位的請求はいずれも理由がな
く、②原告らの被告国に対する請求及び被告東電に対する予備的請求は主文の
限度で理由があるから当該部分を認容し、その余の部分はいずれも理由がない
から棄却することとし、また、訴訟費用につき民訴法61条、64条本文、6
5条1項本文を、仮執行宣言につき同法259条1項を、被告らから申立ての
あった仮執行免脱宣言につき同条3項を適用し、主文のとおり判決する。

15 福島地方裁判所いわき支部

裁判長裁判官

名 島 亨 卓 

20 裁判官

中 嶋 万 紀 子

25

裁判官

小川一希

- 別紙 1-1 原告等目録 (第 1 次原告)
- 別紙 1-2 原告等目録 (第 2 次原告)
- 別紙 1-3 原告等目録 (第 3 次原告)
- 別紙 2-1 原告ら訴訟代理人目録
- 別紙 2-2 原告ら訴訟復代理人目録
- 別紙 2-3 被告東電訴訟代理人目録
- 別紙 2-4 被告東電訴訟復代理人目録
- 別紙 2-5 指定代理人目録
- 別紙 3 略語・用語一覧表
- 別紙 4-1 福島第一原子力発電所 配置図
- 別紙 4-2 第 4. 1. 4-1 表 津波の浸水による非常用電源盤 (M/C, P/C), 非常用ディーゼル発電設備 (D/G), 直流主母線盤 (DC 盤) への影響
- 別紙 5 関連規定 (抜粋)
- 別紙 6 当事者の主張
- は別冊のとおり

